

(社)住宅生産団体連合会 御中

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課

労働保険徴収法第8条第1項に規定する元請負人に係る取扱い等について

平素より、当課の労働保険制度の適正な運用に御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設の事業が数次の請負によって行われている場合の労働保険徴収に係る取扱いについては、下請けに係る労働保険料等も一括して元請負人が事業主として労働保険料等の納付義務を負うこととなっているところですが、自ら建築主として建物の建築を請負業者に請け負わせている場合の労働保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「労働保険徴収法」という。）における元請負人の考え方について、今般改めて下記1のとおり整理し各都道府県労働局へ通知したところです。

つきましては、住宅の建設等の際に発注者であるものの労働保険料等を納めていただいていた事業場については還付対象となる可能性がありますので、貴協会傘下の事業場等へ下記の点について周知いただきますよう御協力方お願いいたします（別添参照）。

記

- 1 自ら建築主として建物の建築を請負業者に請け負わせている者（建売住宅業者）は発注者とし、当該発注者と請負契約を締結した事業主が労働保険徴収法第8条第1項に規定する元請負人となり労働保険料等の納付義務を負うこととなります。この場合、当該発注者が施工管理を行っているかどうかは問わず、当該工事の請負関係によって判断することとなります。
- 2 すなわち、建設着工時に建築主である事業主が発注者となり、発注者と請負契約を締結した事業主が、労働保険徴収法上の元請負人となります。
- 3 従前、上記1における発注者を元請負人として取扱い労働保険料等を納付頂いていた事例があることから、この取扱いに該当する場合には、既に納付

いただいた平成18、19年度分労働保険料等のうち、発注者として行われた工事に係る労働保険料等が還付対象となる可能性があります。

- 4 このため、既に納付いただいた労働保険料等に着工時において建築主であった工事が含まれている事業主様におかれては、管轄の都道府県労働局又は労働基準監督署あてご連絡をいただくようお願いいたします。
- 5 なお、上記1に該当するか否か及び還付となる労働保険料等の額について確認させていただく必要があることから、建築基準法に基づく確認済証や既に納めていただいた労働保険料等の額の内訳等についての提出をお願いすることとなりますのでご承知おきください。
- 6 労働保険料等の還付に係る時効は2年と規定されていることから、平成18年度分労働保険料等に還付対象となる労働保険料等が含まれている場合は、早急にご連絡をいただきますようお願いいたします。

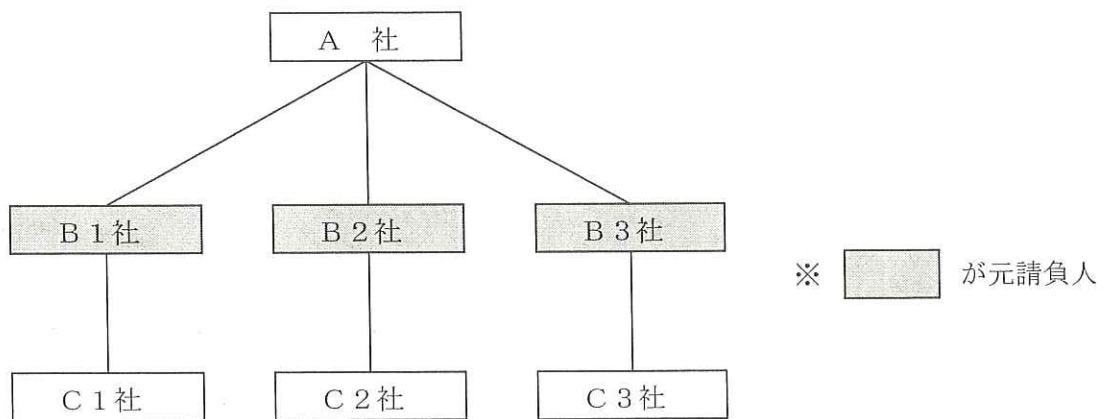
(参考)

今後の労働保険徴収法における元請負人に係る取扱例

(例1) 住宅等を販売する事業主等が自ら建築主として建物の建築を請負業者に注文する場合

→ A社が発注者となり、B1～3社が元請負人となる。

この場合、A社による施工管理の有無は問わない。



(例2) 事業主が顧客から注文を受けて建物の建築を行う場合

→ 注文者が発注者となり、A社が元請負人となる。

